

◎新潟県告示第795号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、柏崎市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年5月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時 | | 検査場所 | 検査区域等 |
|--|--------------------------------|-------------|--|
| 6月26日（金） | 午前10時から正午まで | 柏崎市高柳町事務所車庫 | 柏崎市全域 |
| 6月29日（月） | 午後1時から3時30分まで | 柏崎市西山町事務所車庫 | |
| 6月30日（火） | | ワークプラザ柏崎 | |
| 7月1日（水） | | | |
| 7月2日（木） | | | |
| 7月3日（金） | | | |
| 7月6日（月） | | | |
| 7月7日（火） | | | |
| 7月8日（水） | | | |
| 7月9日（木） | | | |
| 7月10日（金） | | | |
| 7月13日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。 | 午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで | 新潟県計量検定所 | 上記の未受検者 |
| | | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会